

公 告

令和7年(2025年)6月25日

真庭市は、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

真庭市長 太田 昇

1 条件付一般競争入札(事後審査方式)に付する事項

(1) 管理番号	4-31
(2) 件 名	真庭市地籍調査事業支援システム更新業務
(3) 履行場所	真庭市久世地内
(4) 履行期限	令和 7年10月31日
(5) 業務概要	地籍調査事業支援システム更新および保守委託（5年間）
(6) 入札制度	最低制限価格：設定なし
	入札保証金：不要
	契約保証金：契約金額500万円以上の場合、契約金額の100分の10以上
	予定価格：事後公表

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 参加資格共通事項	公告の日から落札者が決定する日までの間、真庭市役務の提供に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
(2) 参加資格業種	情報・通信サービス(システム開発)
(3) 営業所の所在地	県内に事業所(本店又は営業所)を有する者 ※支店・営業所の場合は、契約を委任されている者
(4) その他	別添仕様書の通り

3 仕様書等に関する事項

(1) 閲覧期間	公告日から令和 7年 7月 8日 10時00分
(2) 閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、まちづくり推進課 【TEL】0867-42-7781へ連絡すること。)
(3) 質問の受付期限	令和 7年 7月 1日 12時00分
(4) 質問方法	質問はメールで行うものとし、電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。
(5) 質問書提出先	まちづくり推進課 【メール】toshijyutaku@city.maniwa.lg.jp
(6) 回答書の閲覧期間	回答可能となった日から令和 7年 7月 8日 10時00分
(7) 回答書の閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、まちづくり推進課へ連絡すること。)

4 入札等

(1) 入札書提出期限	令和 7年 7月 8日 10時00分 「入札参加申請書兼入札書」に「内訳書」を添付の上、財産活用課まで提出のこと（郵便、持参いずれの方法も可）
(2) 開札執行日時	令和 7年 7月 8日 10時00分
(3) 執行場所	真庭市総務部財産活用課
(4) 入札結果の公表	落札者には電話等で通知するほか、結果を財産活用課窓口及び真庭市ホームページで公表

※ 当該公告に定めるもののほか、入札に関する事項については「真庭市物品調達等条件付一般競争入札公告 共通事項」による。また、不明な点は次に示すところに問い合わせること。

〈入札・契約担当課〉

真庭市財産活用課（契約管理係）

TEL 0867-42-1174 / FAX 0867-42-1119

〈事業担当課〉

真庭市まちづくり推進課

TEL 0867-42-7781 / FAX 0867-42-2399

令和7年度
真庭市地籍調査事業支援システム更新業務仕様書

令和7年5月

真庭市

建設部　まちづくり推進課　国土調査室

第1章 概 要

1. 業務名

「令和7年度 真庭市地籍調査事業支援システム更新業務」

2. 業務目的

本仕様書は、真庭市（以下「発注者」という。）における地籍調査事業の業務支援や推進、並びに地籍調査成果の維持管理の向上を図ることに必要十分な機能を有するハードウェア及びソフトウェア（以下「システム」という。）を更新するとともに、業務コストの縮減を図ることを目的とする。

3. 準拠する法令等

本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか下記の関係法令等に準拠して行うものとする。

- (1) 国土調査法（昭和26年6月1日法律第180号）
- (2) 国土調査法施行令（昭和27年3月31日政令第59号）
- (3) 地籍調査作業規定準則（昭和32年10月24日総理府令第71号）及び同運用基準（平成14年国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知）
- (4) 地籍調査を実施するために必要なシステムの整備について（平成26年4月18日国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知）
- (5) 地籍調査事業工程管理及び検査規定（平成14年3月14日国土国第591号国土交通省土地・水資源局長通知）
- (6) 地籍調査事業工程管理及び検査規定細則（平成14年3月14日国土国第598号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）
- (7) 地籍調査成果の数値情報化実施要領（平成14年3月14日国土国第594号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）
- (8) 数値地籍情報の記録形式等について（平成14年3月14日国土国第595号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）
- (9) 地籍図及び地籍簿の補正要領（平成14年3月14日国土国第596号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）
- (10) 不動産登記法（平成16年6月18日法律第123号）
- (11) 真庭市財務規則（平成17年3月31日規則第54号）
- (12) 真庭市個人情報保護法施行条例（令和4年12月22日条例第37号）
- (13) その他の関係法令及び通達

4. 守秘義務

受託者は、発注者が貸与する一切の資料や情報を紛失・漏洩することのないよう、また盗難等事故のないよう、その取り扱いには十分注意するとともに、万全の管理体制で実施するものとする。

5. 資格

本業務の遂行にあたる受託者は、ISO27001 若しくはプライバシーマーク資格を有するものとする。

6. 損害賠償

業務遂行にあたり、受託者の責任に帰する行為により生じた諸事故に対して一切の責任を負うものとし、発生原因、経過、被害状況等の報告を行い、発注者の指示に従うものとする。

7. 瑕疵担保責任

受託者は、本業務の成果品に瑕疵または隠れた瑕疵がある場合は、その瑕疵を修正する義務を負うものとする。

8. 疑義

- (1) 本仕様書に記載がない事項及び、本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、発注者、受託者協議の上、受託者は発注者の指示に従い業務を遂行するものとする。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項であっても、本システムの機能上具備しなければならないものについては、受託者の責において充足するものとする。

第2章 業務内容

1. リース期間

本システムのリース期間は、令和7年11月1日から令和12年10月31日までの5年間とする。

2. 納入期限及び納入場所

- (1) 納入期限 令和7年10月31日
- (2) 納入場所 真庭市建設部まちづくり推進課国土調査室（真庭市久世2927番地2）

3. 業務範囲

次の各号に掲げる事項を本業務の範囲とする。

(1) システムのカスタマイズ

地籍調査事業支援システムに関する仕様を満たさないパッケージソフトウェアのカスタマイズ

(2) 背景図データの作成

地籍情報管理システムの背景図として使用できるように、以下のデータ整備を行う。

- ① 発注者から提供する航空写真データ
- ② 発注者から提供する微地形表現図データ
- ③ 発注者から提供する都市計画図 DM データ

(3) (一社)岡山中央総合情報公社（以下、「情報公社」という）地籍図データ取り込み

情報公社が管理している地図データを取り込み、地籍情報管理システムで使えるようにデータ整備を行う。

データ数 約 403, 800 筆、図根点 約 197, 000 点

提供データ 筆、図根点、図郭、字界

データ型式 シェープ型式（属性情報は受発注者間により協議）

（４）既存システムからのデータ移行

現行システムで管理運用されているデータをシステム移行後も利用できるように、発注者から提供する以下のデータの整備を行う。

① 事務支援システムデータ

年間 5 地区 （約 500 筆／地区）

・中和地区 令和 5 年度～令和 7 年度データ

・落合地区 令和 5 年度～令和 7 年度データ

・勝山地区 令和 5 年度～令和 7 年度データ

・美甘地区 令和 5 年度～令和 7 年度データ

・湯原地区 令和 5 年度～令和 7 年度データ

※上記 5 地区以外の業務上必要なデータ

提供形式 受発注者間により協議

② 調査図素図データ／調査図データ

年間各 5 地区 （約 500 筆／地区）

・中和地区 令和 5 年度～令和 7 年度データ

・落合地区 令和 5 年度～令和 7 年度データ

・勝山地区 令和 5 年度～令和 7 年度データ

・美甘地区 令和 5 年度～令和 7 年度データ

・湯原地区 令和 5 年度～令和 7 年度データ

※上記 5 地区以外の業務上必要なデータ

提供形式 受発注者間により協議

③ 地籍情報管理システムデータ（登記完了時データ）

約 409, 000 筆

提供形式 地籍フォーマット 2000 形式

④ 当市から提供する外字ファイル

（５）ハードウェアの設置及び設定

※設置については、発注者の担当者及び、ネットワーク管理者の指示に従うこと。

（６）真庭市行政系ネットワークを使用した運用・稼働テスト

（７）操作研修

（８）システム運用・保守業務

（９）リース期間満了後の端末内部のデータ消去

現在使用しているリース期間満了物件（サーバ及びクライアント）の内部に保存されているデータの消去を行い、データ消去証明書を発注者に提出すること。

リース期間満了物件は以下のとおりとなる。

・サーバ 1 台（HDD× 2、SSD× 2）

- ・バックアップ用 HDD 1 台 (HDD×1)
- ・クライアント 6 台 (SSD×1)
- ・タブレット PC 2 台 (SSD×1)
- ・インクジェットプロッタ 1 台 (HDD×1)

※データの消去方法については、発注者と協議すること。

4. スケジュール

システム全般の構築・更新等について以下の条件を満たすスケジュール表（任意様式）を提示すること。

- (1) 新システムは、令和 7 年 11 月 4 日より本稼働を想定しているが、その 1 週間程度前からの仮稼働が可能なこと。
- (2) 仮稼働までに仕様を満たすようにシステムのカスタマイズが完了していること。
- (3) 本稼働までにデータの作成及び移行が完了していること。

第 3 章 システム構成

1. 性能及び特徴

本システムは、下記に示す性能及び特徴を満たすものとする。

- (1) 本システムは、サーバ機器を庁内のサーバ室に設置し、クライアントは庁内行政系業務 LAN にて運用すること。また、構築したシステムは容易に拡張が可能なものとする。
- (2) 地籍調査事務支援システム、地籍調査図作成システムが互いに連携していること。
- (3) 地籍調査前及び地籍調査後の帳票作成支援を十分にサポートできること。
- (4) 日常業務に活用するシステムとして、操作性に優れていること。
- (5) システム更新前に発注者が必要とする帳票類についてはカスタマイズされていること。
- (6) クライアントの動作環境が Windows11 に対応していること。また後継の OS に変更の際にも対応が可能なこと。

2. 成果品

本システムの成果品は以下のとおりとする。

(1) ハードウェア

- | | |
|----------------------------|-----|
| ① ラック型サーバ | 1 台 |
| ② 無停電電源装置 | 1 台 |
| ③ 外付け HDD | 1 台 |
| ④ 省スペース型デスクトップ PC (クライアント) | 5 台 |
| ⑤ ノート PC (クライアント) | 1 台 |
| ⑥ タブレット PC (GPS レシーバ内蔵) | 2 台 |
| ⑦ カラーレーザープリンタ | 1 台 |
| ⑧ インクジェットプロッタ | 1 台 |

(2) ソフトウェア

① 地籍調査事務支援システム	6 式
② 地籍調査図作成システム	8 式
③ 地籍情報管理システム	5 式
④ 上記システムの操作マニュアル	各 1 部

第 4 章 システム仕様

1. 地籍調査事務支援システム

(1) 基本機能

- ① 地籍調査図作成システムと連動していること。
- ② 法務局要約書データ、及び真庭市税務課所管の固定資産税課税データ（情報公社作成）を取り込むことができること。また、取り込んだデータを表形式の一覧表上で修正ができること。
- ③ 年度・地区単位で管理できること。複数地区ある場合は、地区ごとに管理できること。また、地区の切り替えは、システムを終了することなく行えること。

(2) 属性管理機能

属性項目として、所在、地番、地目、地積、所有者、管理者、共有者、相続人、異動項目、調査図番号、地籍図番号、立会情報、内外地目、内外地積の管理ができること。

(3) 入力・編集機能

- ① 直接、一筆毎に地番情報の追加入力、修正ができること。地番入力時において所有者の追加が必要な場合は、表示中の画面を閉じることなく所有者の追加が簡単にできること。
- ② 共有地については、ある筆に共有者の構成員情報を入力すれば、その他の筆にも同じ共有者情報を複写入力ができること。共有者の構成員情報の一部が異なる場合は、その箇所のみ修正ができること。
- ③ ある所有者が複数の土地を所有する場合、ある筆に抵当権等の登記情報を入力すれば、その他の選択した筆にも同じ登記権情報を複写入力できること。
- ④ 土地の関係者（連絡先）は、筆および所有者ごとに入力できること。また、所有者ごとに一括しての入力も可能なこと。関係者（連絡先）ごとに通知の有無を設定し、宛名ラベルや名寄表等の帳票に反映できること。
- ⑤ 相続人を入力していくことで自動的に相続関係説明図が作成され、作成された相続関係説明図の管理が容易に行えること。また、入力した相続人を土地の関係者（連絡先）として反映することができること。
- ⑥ 入力した相続情報の一部又は全てを、別の相続情報にコピーして利用可能なこと。
- ⑦ 相続関係説明図は、縦書き及び横書きの両方に対応し、A 4 から A 0 までの用紙サイズで作成できること。
- ⑧ 摘要欄に自由に文字を入力することができ、地籍調査票に反映されること。

(4) 検索・チェック機能

- ① 地番を地番一覧表・所有者一覧表・管理者一覧表・共有者から該当の筆を検索ができ

ること。また、検索した所有者・管理者・共有者を選択すると該当の人物が所有・管理している地番が一覧表示され、その一覧表から筆の選択ができること。

② 異動項目を入力したにもかかわらず、その異動項目に見合う調査後の情報が変更されていない場合、その旨のメッセージが表示され、入力漏れを防げること。特に合筆を行う場合、所在・地目・所有者・抵当権等の合筆条件のチェックが行えること。また、地目変更、所在変更といった異動項目を入力した場合、調査前後の地目、所在のチェックを行えること。

③ 異動入力後、異動内容のチェックを行うと上記のように論理的に矛盾する処理を行った筆の抽出ができ、画面上一覧表示されること。

(5) 印刷・帳票

帳票は印刷前にプレビュー画面で確認できること。また、帳票を出力する際の出力順番、出力する範囲等の条件を各種設定できること。尚、出力できる代表的な帳票は次のとおりとする。

縮尺決定のための筆数調書 法務局照会地番一覧表 地籍簿^{※1} 個人別台帳^{※2} 土地所有者一覧表 土地管理者名簿 地籍調査票^{※3}（現地調査用・データ出力用） 調査結果閲覧表^{※4} 共有者氏名表（地籍簿用・調査票用） 立会日程表 管理者毎立会日程表 宛名シール^{※5} 実施地区面積別筆数表 地区別地目別集計表 不立会地調書 地籍調査票綴地図番号別地番一覧表 地番別地図番号一覧表 所有者管理者対応表 調査図必要枚数一覧 管理者別調査図一覧 所有者別地番一覧表 作業日誌 チェックリスト 登記権利一覧表 字界変更調書 農地転用表 工程検査・認証用帳票 相続関係説明図

※1 地籍簿の字名欄に大字が印刷されること。

※2 個人別台帳には、調査図番号と立会日時が印刷されること。

※3 地籍調査票（現地調査用）は、以下の仕様を満たしていること。

- ・異動事項のチェック欄に『地積錯誤』を記載していること。
- ・調査後の属性を記載可能なこと。
- ・摘要欄には入力されている異動事項と、摘要を記載できること。また、1 ページで記載出来ない場合は、2 ページ目に跨がって記載できること。

※4 調査結果閲覧票の字名欄に大字が印刷されること。また、1 頁毎に、筆数および地積の小計を、所有者（連絡先）毎の最終頁には筆数および地積の合計が印刷されること。

※5 宛名シールの印刷は、以下のスタイルに対応していること。

・A4 横向き 5 行 4 列 ・A4 縦向き 7 行 3 列 ・A4 縦向き 5 行 2 列

また、次の帳票は Word 型式で出力できること。

地籍調査票 共有者氏名表 宛名ラベル 字界変更調書 農地転用表

(6) 測量成果管理機能

① 地籍フォーマット 2000 や SIMA 形式の測量成果を取り込み、入力されている調査データと連動して画面に表示できること。

② 測量後の閲覧用地図データに航空写真等を重ね合わせることができること。

③ 取り込んだ測量成果を任意の縮尺、用紙サイズで印刷できること。

④ 調査データと測量成果を地番で照合し、地番の相違や異動事項の不整合が確認できる

こと。

- ⑤ 測量成果から調査後の筆の面積や図面番号を調査データに取り込めること。

2. 地籍調査図作成システム

(1) 基本機能

- ① 公図をスキャナーで読み込み、公図画像をマウスでトレースすることにより簡単に調査図素図データを作成できること。また、法務局地図 XML データを取り込むことでも、調査図素図データが作成できること。
- ② 現地調査用タブレット PC でも容易に操作できるインターフェースを備えていること。
- ③ 衛星情報から得た現在位置を、航空写真や地形図背景とした画面上に表示できること。

(2) 属性管理機能

地番、地目、面積、所有者、登記権利、任意項目などの属性を表示できること。

(3) 入力・編集機能

- ① 短交線、同一所有者記号（メガネ）等、調査素図を作成するのに必要な記号を入力できること。
- ② 筆は、通常筆・長狭物・メガネ地を入力できること。
- ③ 筆の属性文字は、任意に移動・回転が可能で、大きさの変更や引出線の付加、イロハ文字による表示などにより分かりやすい表示が可能であること。
- ④ 複数の調査素図の隣接を確認しながら、調査素図の縮尺や位置、角度を調整して調査地区全体図を作成できること。
- ⑤ 調査素図を基に、異動事項を入力して調査図を作成できること。
- ⑥ 分筆、合筆、一部合筆、現地確認不能、筆界未定、滅失、一部滅失などの異動事項が入力できること。
- ⑦ 杭の番号は、予め設定しておいた範囲の番号から指定することができること。
- ⑧ 杭の位置は、図面上で指示できる他、座標を直接入力して指示できること。
- ⑨ 杭種及び材質毎に、表示される杭の記号を設定することができること。
- ⑩ 文字列・線・矢印線・矩形・円などを自由に追加、変更、削除できること。
- ⑪ 筆、杭、筆界線等の凡例を作成できること。

(4) 検索・チェック機能

- ① 所在地番、所有者で該当の筆を検索できること。
- ② 合筆の入力時には、所在・地目・所有者・登記権利のチェックができること。
- ③ 杭の番号で該当の杭を検索できること。

(5) 印刷・帳票

- ① 図面作成に際しては、様式、縮尺、印刷条件の設定ができること。また、筆の中に印刷する情報を地番、地目、所有者名、登記権等選択して設定できること。
- ② 図面印刷の際に、縮尺と用紙のサイズを指定することにより画面上作成可能範囲の枠が表示されること。また枠は任意に回転できること。

(6) データ入出力形式

- ① 法務局からの地図 XML データを読み込み、図面毎の位置関係を把握できる全体図が自動的に作成できること。

- ② SIMA・DXF・地籍フォーマット 2000 形式のデータを入力できること。
- ③ 図面を SIMA・DXF・地籍フォーマット 2000・SXF 形式の他、BMP・JPEG などのラスターファイルで出力できること。
- ④ 地籍情報管理システムから出力された公共座標値付きの航空写真や地形図データを、簡単な操作で取り込み利用できること。

3. 地籍情報管理システム

(1) 基本機能

- ① SIMA フォーマット、地籍フォーマット 2000 形式の地籍測量成果を取り込み、地籍図データを作成できること。
- ② 初期画面で調査計画図（地形図等）等から調査地区の選択ができること。
- ③ 登記完了時の地籍図データの他、情報公社管理の地籍図データを別地図として管理、運用できること。また、地図の切り替えはアプリケーション内で簡単に行えること。
- ④ 法務局登記済の地籍図データ以外に、地籍調査中のデータや、地積測量図記載の座標値を入力して、点や筆データの取り込み、入力、表示、印刷ができる地図データを簡単に管理できる機能を有すること。
- ⑤ 筆、図根点、筆界点、図郭や各背景図は独立したレイヤとして管理されており、表示、非表示の他、画面表示時と印刷時で、色や文字サイズ、線の太さ等をそれぞれ設定管理できること。

(2) 属性管理機能

- ① 筆属性として次の項目が管理できること。
地籍図番号・所在地番・所有者・管理者・共有者・筆界未定構成地番・登記地目・登記面積・計算面積・筆状態・調査年月日・測図年月日・地籍図縮尺・測量精度区分・調査地区・自由項目
- ② 地籍図の属性として次の項目が管理できること。
地籍図番号・市町村略称・地図の種類・調査年月日・測図年月日・図郭の種類・調査地区
- ③ 筆界点属性として次の項目が管理できること。
点名・標識区分・材質・測定方式・X座標・Y座標・標高・調査地区
- ④ 基準点属性として次の項目が管理できること。
点名・標識区分・材質・測定方式・等級（次数）・X座標・Y座標・標高・改訂前標高・調査地区
- ⑤ 網路線属性として、次の項目が管理できること。
路線名・次数・調査地区
- ⑥ 図面番号、図根点、筆界点、筆、地番等の属性文字などの他、航空写真などの背景図を、それぞれレイヤとして管理できること。

(3) 入力・編集機能

- ① 地籍図データを分筆、合筆、筆界修正等の加工・編集ができること。
- ② 既存の点を使用して交点計算、トラバース計算、逆トラバース計算等の計算機能を有していること。

- ③ 測量計算で求めた結果を地籍図データ上に反映でき、地籍図データの加工・編集が簡単にできること。
- ④ 筆や筆界点および基準点の座標値を含めた属性の修正ができること。
- ⑤ 多角及び細部図根点の網路線の追加、編集、削除ができること。

(4) 検索機能

- ① 種別や点名により該当の図根点や筆界点を検索できること。
- ② 地番や所有者により該当の筆を検索できること。また、地番による検索は、ワイルドカードによる検索が可能であること。
- ③ 地番や所有者による検索結果は指定した様式で着色でき、またその結果を履歴として保存し、再度呼び出し可能なこと。

(5) 測定機能

- ① 画面上をマウスで指定した点間の距離を測定する機能を有すること。また、筆界点上でクリックされた場合は筆界点の座標値で距離を計測すること。
- ② 画面上をマウスで指定し囲んだ範囲の面積を測定する機能を有すること。また、同時に外周距離も測定する機能を有すること。
- ③ 距離測定及び面積測定の結果を、背景レイヤ上に表示し、縮尺、用紙を指定して印刷できること。

(6) 出力機能

- ① 画面上に表示されている地図に対して、指定した範囲内の地図が印刷できること。
- ② 地図印刷および集成図作成時には、縮尺と用紙サイズを指定することにより、画面上作成可能範囲の枠が表示されること。更に、複数用紙に連続した範囲を同時に印刷できるように、印刷可能範囲がタイル表示も可能なこと。
- ③ 直前に地図印刷および集成図を作成した場所と同じ場所が、表示レイヤ等変更後、再度簡単に印刷または作成できること。
- ④ 地籍図・筆界点番号図・一筆図形・部分一筆図形・集成図・地積測量図・土地所在図・基準点図などの図面が作成できること。
- ⑤ 作成した図面に対して、文字や図形の追加、移動、修正、削除が簡単に行え、修正した結果を保存する機能を有し、保存した図面を再度呼び出し同様の事ができること。
- ⑥ 以下の帳票を出力する機能を有すること。

字別集計表 地番一覧表 共有者地番一覧表 筆界未定地構成地番一覧表 名寄せ表
基準点一覧表 図郭座標一覧表 土地台帳一覧表 土地台帳集計表

- ⑦ 画面上に表示されている地図に対して、指定した範囲を地籍調査図作成システムの背景図データとして、簡単に取り込める形式でデータの出力が可能なこと。
- ⑧ 点や筆の情報を SIMA 形式及び地籍フォーマット 2000 形式のファイルで出力できること。また、指示した範囲の点及び結線情報のみを出力することも可能なこと。

4. ハードウェア

更新するハードウェアについては以下の条件を満たすものとする。

(1) サーバ機器 ラック型 (1 台)

OS : Windows Server 2025 Standard 以上 (6 デバイス CAL 要)

CPU : Xeon プロセッサ Silver 4510 (2 GHz/12 コア/30MB) 以上

メモリ : 16GB 以上

ストレージ : 480GB SSD × 2 以上 ※RAID 設定

外部記憶装置 : DVD-RAM ドライブ

ネットワーク : 1000Base-T/100Base-TX/10Base-T

無停電電源装置 : Smart-UPS 1500RMJ-2U 同等機種以上

バックアップ用外付け HDD : 1 TB 以上※¹

その他 : 無停電電源装置管理ソフト (Power Chute Business Edition)

アナログ KVM スイッチ接続用ケーブル※²

※¹) 更新するシステムの 5 年後までの全データが完全にバックアップできる容量の外付け HDD を提案すること。

※²) アナログ KVM スイッチ接続用ケーブルが用意できない場合は、作業時用にディスプレイ、キーボード、マウスを別途用意すること。

(2) 省スペース型デスクトップ PC (5 台)

OS : Windows 11 Pro

CPU : インテル Core i5-13500 (2.5GHz/24MB) 以上

メモリ : 16GB 以上

ストレージ : SSD 512GB 以上

外部記憶装置 : DVD ライター

その他入力装置 : キーボード、光学マウス

ディスプレイ : 21.5 インチワイド TFT 液晶以上

グラフィックス : NVIDIA T400 4GB 同等以上

その他 : Microsoft Office LTST Standard 2024※¹

セキュリティソフト※²

※¹) インターネットに接続しない環境でも継続して使用できること。

※²) 市が提供するセキュリティソフトをインストールすること。

(3) ノート PC (1 台)

OS : Windows 11 Pro

CPU : インテル Core i5-1325U (1.3GHz) 以上

メモリ : 16GB 以上

ストレージ : SSD 512GB 以上

外部記憶装置 : スーパーマルチドライブ

その他入力装置 : 光学マウス

ディスプレイ : 15.6 インチワイド HD 液晶以上

その他：Microsoft Office LTST Standard 2024*¹

セキュリティソフト*²

※1) インターネットに接続しない環境でも継続して使用できること。

※2) 市が提供するセキュリティソフトをインストールすること。

(4) タブレット PC (2 台)

OS : Windows 11 Pro

CPU : インテル Core i5-1245U 以上

メモリ : 8GB 以上

ストレージ : SSD 256GB 以上

ディスプレイ : 10 インチ WUXGA 液晶

稼働時間 : 8 時間以上

その他 : GPS、GLONASS、QZSS 受信レシーバ内蔵

デジタイザーペン

ショルダーケース

(5) カラーレーザープリンタ (1 台)

対応用紙 : A 3

書き込み解像度 : 1200×1200dpi 以上

印刷速度 : A 4 カラー／モノクロ 36 枚/分以上

用紙カセット : 3 段以上

ネットワーク I/F : 1000Base-T/100Base-TX/10Base-T

その他 : 両面自動印刷対応

(6) インクジェットプロッタ (1 台)

解像度 : 2400×1200dpi 以上

用紙サイズ : A 0 以上

距離精度 : ±0.1%

ネットワーク I/F : 1000Base-T/100Base-TX/10Base-T

その他 : HDD 内蔵

第 5 章 保守サポート

(1) 本業務で更新するハードウェア及びソフトウェアは、更新時から 5 年間の保守サービスを含むものとする。

(2) 乙は、本システムの引渡し終了後において、発注者に対し日常の運用、保守、点検に関する十分な説明及び教育を行わなければならないものとし、これに関する資料等の作成も併せて行うものとする。

(3) ハードウェアの保守サービスは以下の要件を満たすこと。

- ① 週5日以上、翌営業日対応の出張修理サービスであること。
- ② 修理に必要な部品は無償保証または、保守サービス料金に含まれていること。
- (4) 発注者が使用するパソコンが故障等により再度システムのインストール等が必要になった場合、保守サービス契約内で対応するものとする。
- (5) 操作・技術・トラブルに対するサポートは常に電話、FAX、メール等により対応するものとする。
- (6) 準則等の改正に伴う変更及び、軽微なカスタマイズ（帳票の様式変更等）については、適時保守サービス契約内で対応するものとする。
- (7) 発注者からのカスタマイズ等に対する対応については、受注者は文章にて回答するものとする。
- (8) 年1回、登記完了地区の数値情報化データを、地籍情報管理システムへ追加を行うものとする。また、数値情報化データの追加前には記録されているデータの内容に誤りがないか、システムのチェック機能および目視により、登録済みの隣接地区との接合を含めて確認を行い、問題があるときはその旨を発注者に報告するものとする。

第6章 提出書類

以下の要領で費用を積算し、入札書を作成すること。

(1) ハードウェア更新費用

第4章のシステム仕様を満たすハードウェアの更新費用と、メーカー保証期間を含めた5年間分の保守費用を計上すること。

(2) ソフトウェア更新費用

第4章のシステム仕様を満たすために必要な開発経費、カスタマイズ経費、SE技術料、更新における操作研修費用を含めること。

(3) データ作成・移行費用

第2章の「3. 業務範囲」に記載されているデータ作成及び移行費用を計上すること。

(4) ソフトウェア保守費用

保証期間を含めた5年間分のソフトウェアの保守費用を計上すること。

(5) データ消去費用

第2章の「3. 業務範囲」の『(9) リース期間満了後の端末内部のデータ消去』で示されているデータの消去及び、データ消去証明書の発行に必要な費用を計上すること。

(6) 上記(1)から(5)までの合計金額で、5年間(60ヶ月)リースの総額費用(消費税を除く)を算出すること。